

## 第 8 3 回 岡山市第二農業委員会総会議事録

- 1 招集の日時 平成 30 年 3 月 19 日 (月) 午前 10 時 00 分
- 2 開会の日時 平成 30 年 3 月 19 日 (月) 午前 10 時 00 分
- 3 閉会の日時 平成 30 年 3 月 19 日 (月) 午前 10 時 43 分
- 4 会議の場所 岡山市東区西大寺南一丁目 2 番 4 号 岡山市東区役所 3 階 多目的ホール
- 5 委員の番号及び氏名並びに出席, 欠席の別

定数 10 名 出席 10 名 欠席 0 名

議席番号	氏 名	出欠の別	議席番号	氏 名	出欠の別
会長 (2)	浮田 孝允	出	6	串田 修	出
職務代理人 (5)	岸本 博	出	7	今東 徳雄	出
1	上岡 耕一	出	8	難波 勝利	出
3	大森 美也子	出	9	延澤 強哉	出
4	奥田 哲也	出	10	雪本 泰嗣	出

### 6 農業委員以外の出席者

農地利用最適化推進委員 中区協議会副会長 三宅 利彰  
 東区協議会長 岡崎 章二  
 東区協議会副会長 岸本 行雄

事務局 担当局長 真田 明彦 参 事 箕浦 勝宏  
 総務・農政担当課長 倭 信幸 農地担当課長 佐藤 孝司  
 担当課長補佐 今村 正樹 担当係長 入江 貢  
 副主査 橋本 聰実 副主査 大橋 和之

### 7 傍聴者 0 名

### 8 議 題

#### 第 1 号議案 農地関係申請等について

- 申請等 (1) 農地法第 3 条の規定に基づく許可申請について
- (2) 農地法第 5 条の規定に基づく許可申請について
  - (3) 岡山市農用地利用集積計画の決定について (所有権の移転)
  - (4) 岡山市農用地利用集積計画の決定について (利用権の設定)
  - (5) 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定に基づく届出について
- 報 告 (1) 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による転用届について



利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積40アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

以上です。

議長 東区協議会の協議の様様を、岸本協議会副会長さんご報告をお願いします。

岸本推進委員 1番、2番の2件について審議した結果、事務局の説明のとおり許可意見となっています。引き続きのご審議を、お願いします。

議長 協議会の報告がありました。委員さん何かご意見がありますか。

全員 ありません。

議長 それでは1番、2番の2件を、許可と決定してよろしいか。

全員 よろしい。

議長 それでは1番、2番の2件を、許可と決定します。

串田委員入室

議長 次に、3番から15番までの審議に入ります。事務局から説明を、お願いします。

大橋副主査 3番、4番も受人が同一のため同時に説明します。

経営移譲による所有権移転です。受人は現在、約1.4ヘクタール農地を耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積40アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

5番、増反による所有権移転です。受人は現在、約1.8ヘクタール農地を耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積40アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

6番、7番、8番、9番も受人が同一のため同時に説明します。

新規農による、所有権移転です。取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などを見ても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積40アールを超えることから、許可要件を全て満たしていると考えます。

10番、借入地取得による所有権移転です。受人は現在約10.5ヘクタール農地を耕作しており、非耕作地はありません。取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などを見ても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積40アールを超えていることから、許可要件を全て満たしていると考えます。

2ページ11番、増反による所有権移転です。受人は現在、約80アール農地を耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題がないこと、農業委員会が定める下限

面積30アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

12番、借入地取得による所有権移転です。受人は現在、約40アール農地を耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積20アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

13番、増反による所有権移転です。受人は現在、約1.7ヘクタール農地を耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積30アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

14番、15番も受人が同一のため、同時に説明します。

増反による所有権移転です。受人は現在、約60アール農地を耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積30アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

以上です。

議長 東区協議会の協議の模様を、岸本協議会副会長さんご報告をお願いします。

岸本推進委員 3番から15番までの13件について審議した結果、事務局の説明のとおり許可意見となっています。引き続きのご審議を、お願いします。

議長 協議会の報告がありましたが、委員さん何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

議長 それでは申請等(1)の3番から15番までの13件を、許可と決定してよろしいか。

全員 よろしい。

議長 それでは申請等(1)の3番から15万までの13件を、許可と決定します。

次に、申請等(2)農地法第5条の規定に基づく許可申請についての、審議に入ります。事務局から中区の説明を、お願いします。

橋本副主査 3ページ1番、申請地は農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は自己専用住宅で所有権を移転します。受人は現在、東区<sup>ひろたに</sup>広谷の借家に夫婦2人で居住していますが、現在のアパートは单身用のため手狭で家財道具も増えたため、通勤距離も変わらず妻の実家も近い申請地を譲り受けて自己専用住宅を建築しようとするものです。

農地区分と転用目的は問題ないと考えます。転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

2番、申請地は農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は自己専用住宅で使用貸借権を設定します。受人は現在、南区福成一丁目の借家に夫婦二人で居住していますが、今年7月に子どもが生まれ手狭となるため、妻の実家に近く、何かと相談や協力が可能な義父所有の土地を使用し自己専用住宅を建築しようとするものです。

農地区分と転用目的は問題ないと考えます。転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

3番、4番は先ほど報告しましたように、取下げとなりました。

5番、申請地は農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は、主として露天展示による自動車販売店舗で所有権を移転します。受人は現在、北区新屋敷町二丁目で自動車電装品の販売及び修理等の業務を行っていますが、新たに自動車販売業務の参入を予定しており、事務所・整備場及び展示スペースが必要となったため、国道2号沿道に位置し、自動車の搬入と来客の交通アクセスのよい申請地を譲り受けて露天展示による自動車販売店舗に転用しようとするものです。

農地区分と転用目的は問題ないと考えます。転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

6番、申請地は農地の広がり10ヘクタール以上の1種農地と判断され、転用目的は自己専用住宅で所有権を移転します。受人は現在、倉敷市新田<sup>しんてん</sup>の借家に家族3人で居住していますが、子どもの成長と家財道具が増え手狭となったため、実家近隣で両親の面倒をみることができる両親の知人所有の土地を譲り受けて自己専用住宅を建築しようとするものです。

1種農地ですが、集落に接続した住宅に該当し、他に代替地がなく例外的に許可が可能です。転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

7番、8番は敷地を数区画に分けて自己専用住宅を建築する申請のため同時に説明します。申請地は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は自己専用住宅で所有権を移転します。

7番、受人は現在、中区門田屋敷四丁目の社宅に家族4人で居住していますが、家財道具が増え手狭となったため、妻の実家に近く両親の面倒をみられる申請地を譲り受けて自己専用住宅を建築しようとするものです。

8番、受人は現在、中区湊の借家に家族4人で居住していますが、子どもの成長に伴い手狭となったため、妻の職場に近い申請地に自己専用住宅を建築しようとするもので

す。

7番、8番とも、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

以上です。

議長 中区協議会の協議の模様を、近藤協議会長さんご報告をお願いします。

三宅推進委員 取下げになりました3番、4番を除く、1番から8番までの6件について協議したところ、事務局の説明のとおり許可意見としています。引き続きのご審議を、お願いします。

議長 協議会の報告がありました。委員さん何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

議長 次に東区の説明を、お願いします。

大橋副主査 3ページ9番、申請地は農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は郵便局で賃借権を設定します。受人は現在西大寺富崎郵便局を運営しておりますが、既存の局舎が老朽化し局舎の耐震性等の安全面の問題や狭小の敷地面積により、適正な公共サービスの提供が困難となっていることから、現郵便局から400メートル離れた位置で、有効幅員4メートル以上の県道に面し、十分な駐車場も確保することができる申請地を西大寺富崎郵便局として転用しようとするものです。移転新築後は、現在の局舎及びその敷地は所有者に返還します。農地区分と転用目的は、問題ないと思われま。転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと思われま。

10番、申請地は平成29年11月15日付けの農振除外済みの案件で、高性能農業機械による営農に適した甲種農地と判断され、転用目的は分家住宅で使用賃借権を設定します。受人は現在家族5人で実家で生活しておりますが、家財道具が増え手狭となったため、実家に近く農業の手伝いをする際の通作の利便性がよい申請地に分家住宅を建築しようとするものです。

甲種農地ですが、集落に接続した住宅に該当し、父親の農地で外に代替地がなく例外的に許可が可能です。転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと思われま。

以上です。

議長 東区協議会の協議の模様を、岸本協議会副会長さんご報告をお願いします。

岸本推進委員 9番、10番の2件について協議したところ、事務局の説明のとおり許可意見としています。引き続きのご審議を、お願いします。

議長 協議会の報告がありました。委員さん何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

議 長 それでは申請等（２）の３番，４番を除く８件については，許可と決定してよろしいでしょうか。

全 員 よろしい。

議 長 それでは，申請等（２）は，８件を許可と決定します。

次に申請等（３）岡山市農用地利用集積計画の決定について(所有権の移転),及び申請等（４）利用集積計画の決定について(利用権の設定)を一括して審議します。事務局から説明を，お願いします。

大橋副主査 申請等（３）の所有権の移転については４ページ１番，２番の２件で，農地中間管理機構である担い手育成財団が行う売買事業で，財団から耕作者への所有権移転です。

申請等（４）の利用権の設定については５ページ１番の１件で，岡山県の農地に利用権を設定するものです。

以上の計画内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件をみたしていると考えられ，東区協議会では原案通り承認意見となっています。

以上です。

議 長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

全 員 ありません。

議 長 それでは申請等（３），（４）の岡山市農用地利用集積計画の決定については，原案のとおり決定とします。

次に申請等（５）農地法第３条の３第１項の規定に基づく届出について，事務局から説明をお願いします。

橋本副主査 ６ページ１番，相続により所有権を取得しています。あっせん等の希望はなく，届出人で耕作します。

２番，相続により所有権を取得しています。あっせん等の希望はなく，届出人で管理します。

３番，相続により所有権を取得しています。あっせん等の希望はなく，届出人で管理します。

４番，相続により所有権を取得しています。あっせん等の希望はなく，届出人で管理します。

5番、相続により所有権を取得しています。あっせん等の希望はなく、届出人で管理します。

7ページ6番、時効取得により所有権を取得しています。あっせん等の希望はなく、届出人で管理します。

以上は東区協議会では、いずれも受理意見となっています。

以上です。

議長 以上の説明について何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

議長 それでは、申請等（5）農地法第3条の3第1項の規定に基づく届出について、6件を受理と決定します。

次に報告について、事務局から説明をお願いします。

大橋副主査 報告（1）4条届については、8ページ1番から6番の6件です。転用目的は自己用住宅が1件、自己住宅及び納屋が1件、分譲住宅地が1件、露天駐車場が2件、工事用車輛の通路が1件で、専決日は備考欄のとおりです。

報告（2）5条届については、9ページ1番から5番の5件です。転用目的は分譲住宅地が1件、露天資材置場が1件、自己住宅が1件、太陽光発電設備用地が1件、自己用住宅用地が1件で、専決日は備考欄のとおりです。

報告（3）18条第6項の規定による合意解約通知については、10ページ1番から17ページ39番までの39件です。解約理由は、耕作目的が39件で、離作料は記載のとおりです。

報告（4）農地改良届については、18ページ1番の1件です。内容は普通野菜畑です。

報告（5）農地の公売に対する買受適格証明願（転用目的）については、露天駐車場が1件です。

以上です。

議長 これらの報告について、ご質問はありませんか。

全員 ありません。

議長 何もないようでしたら以上で第1号議案、農地法関係申請等は終了します。

続きまして第2号議案、農政関係等について事務局から説明をお願いします。

事務局 農業委員会体制等に関する意見については、4月5日の「連絡調整会議」で各代表等で意見調整をする。

委員報酬の振込みについて、説明をする。

また農林水産課が、「農業振興地域整備計画について」の説明をする。



議長        それではなにか、ご意見等がありますか。なければこれで、終わりたいと思います。本日は、お忙しいところ、第二農業委員会総会にご出席いただき、慎重審議ありがとうございました。これをもちまして、閉会といたします。

閉会    午前10時43分

以上議事の顛末を記録して相違ないので署名捺印する。

議長

署名委員

署名委員